

先月17日、大相撲初場所9日目の観戦に母と行って参りました。圧巻は結びの一番、横綱白鵬VS平幕豊真将！豊真将の乾坤一擲のいなしにあわや、無敵横綱が負けるかと思いましたが、必死で体を残し逆転の突き落とし。やっぱり常勝横綱を倒せませんでした。しかしこういう取組を見せつけられるとお相撲からは離れられませんね。



家系図作成を考える

12月20日、家系図裁判の最高裁判決が出て、一・二審の有罪判決を破棄の上、無罪となりました。

この事件は、家系図を一般人が無資格で作成したことが、「事実証明に関する書類」の作成業務（独占業務）として行政書士だけに認めている行政書士法違反に問われるか？が争点でした。結局、今回は“観賞用家系図”に過ぎず、公的・対外的な証明文書には当たらず、行政書士が作成しなければ国民生活や親族関係が混乱するという判断は大げさであり行政書士の独占業務にも該当しない、という理由でした。

行政書士たる私は、本件から少し違う疑問を持ちました。以上のように、最高裁判決を支持するとなると、確かに何人でも家系図作成はできるということになります。しかし現実には報酬を得て、第三者の家系図を作成するとなると、ベース資料となりうる戸籍（除籍）謄抄本の収集は欠かせませんね。本件の被告であった一般人は、行政書士でもないのにどうやって収集したのでしょうか？どうやら行政書士2人と共謀（行政書士法違反で罰金刑）し、職務上請求書を不法買入したようです。

行政書士は職務上請求により第三者の戸籍を取得できます。私も最近、相続業務が増えてきたことから、その度に各自治体に請求します。そうやって相続人の調査をしていき、やはり相続関係説明図としての家系図を作成していくのです。

ちなみに「（観賞用）家系図作成のため」という請求事由で、依頼者の傍系血族の除籍謄本の交付を行政書士が職務上請求書を使用して請求するのは「できない」とされています。平成3年に法務省から、9年に福岡法務局から通達が出ており、本件判決を踏まえて日本行政書士会連合会からも同様のコメントが発表されています。戸籍の取扱いについては、相続など正当な利害関係がある場合でなければ謄本の請求は認められず、それこそ観賞用家系図であれば職務には該当しないわけです。

したがって世の中には、家系図作成をネット上で標榜する行政書士も少なからず存在しますが、私はどんなに報酬を頂けたとしても受注しませんし、そもそも戸籍を収集できませんから作成しようがないのです。倫理問題でもあります。

何人たりとも観賞用家系図の作成ができる、とした最高裁判決。一方で行政書士にとって職務外であることから、観賞用家系図の作成のための戸籍収集ができない、とされるルール。一種のパラドックスのように思えてなりません。

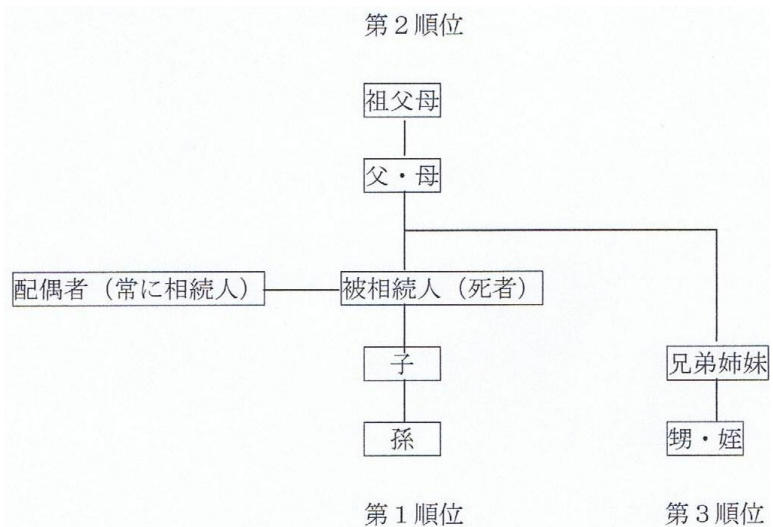
相続講義特集（3）相続人の範囲と順位

（前号よりつづき、平成 22 年 10 月 3 日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現）

まず配偶者は常に相続人であります。この場合の配偶者とは法律上の配偶者をさし、内縁には相続権を認めていません。民法では厳密な「法律婚主義」を貫いています。法律上の戸籍で認められた夫なり、妻なりしか、相続上の配偶者としての地位を与えられていません。内縁にどうしても相続財産を与えたいとお考えの場合は、後の章で別にご説明します。

次に血族相続人の順位について説明します。家系図をご覧ください。

真ん中に被相続人（死者）がいて、その左横に配偶者がいます。配偶者が常に相続人であることは只今、ご説明したばかりです。それではまず下の世代の方から見ていきましょう。（被相続人の）子、孫、さらにはここに記載されておられません曾孫（ひまご）、やしゃごと進む世代を「第 1 順位」といいます。



被相続人に戻って、上の世代を見ると、父・母、

祖父母・・・ここには記載がありませんが、さらには曾祖父母などと進む世代を「第 2 順位」といいます。

被相続人の右横には、兄弟姉妹、その下の世代の甥・姪と進む世代を「第 3 順位」といい、いわば傍系血族となります。

相続順位の基本はこの通りになります。今回の講義で、血族の間でも異なる優先順位が存在することをまず覚えて下さい。胎児についても相続権を民法上、認めています。ただし死産では認められません。

※ここで「代襲相続」と板書し、「だいしゅうそうぞく」とルビをふりました。

この言葉は専門用語ですが、覚えて頂きたいです。世の中に国会議員などの世襲という表現があります。この「襲」の字は相続する、受け継ぐという意味があります。したがって代襲相続とは、代わりに相続するという風に覚えましょう。

民法では、被相続人の死亡以前に、相続人となるべき子又は、兄弟姉妹が死亡し、廃除又は欠格事由があるために相続権を失った時は、その者の直系卑属がその者に代わって、その者が受けるべき相続分を相続すること、とあります。具体例ですと、上記家系図にて被相続人が死亡した時点で、第 1 順位である子はとっくに死んでいて、代わりに孫がいた場合、孫は子に代わって相続、すなわち代襲相続できることとなります。

ここで応用問題を出しましょう。

未婚の被相続人が死んだ時点で、第1順位である子・孫もおらず、年長者の第2順位もいませんでした。被相続人の兄弟姉妹も死に絶えていて、その下の世代である甥・姪がいたら誰が相続するのでしょうか？

正解は、第3順位である兄弟姉妹の相続分を、甥・姪が代襲相続します。

後の章で遺言について詳しく解説しますが、最近、お子さんのいらっしゃる御夫婦が立て続けにお亡くなりになり、どちらも遺言がお作りになっていなかったばかりに、第3順位の甥・姪たちがたくさん現れて、大変な相続になってしまうということが多く見受けられます。これは典型的な第3順位の代襲相続になります。

※今回の講義では、尊属・卑属・親等という単語を使用しませんでした。

ちなみに相続放棄してしまうと、代襲相続は認められません。例えば子が相続放棄してしまったら、孫は代襲相続できないのです。

※この後、講義レジュメでは相続欠格・相続人の廃除と続きますが、講義時間配分の関係により、また欠格など特殊例であり「相続のイロハ」という講義の趣旨から外れるので割愛しました。(次号につづく)

同文内容証明郵便はメリット多し

内容証明郵便なるものがこの世にあることをご存じの方は多いと思います。差出人が作成した謄本によって、公的に郵便局が証明してくれる特別な郵便のことですね。損害賠償請求、契約解除（クーリングオフ）、貸金債権の返還請求・・・さまざまに利用できます。

それでは「同文内容証明郵便」をご存じでしょうか？

読んで字の如し、一言一句違わない文面のものを指します。ではどんな場面で考えられるのでしょうか？ 遺産分割協議の開催通知を通常は内容証明郵便で提出したりします。複数の相続人がいる場合、宛名を全員分列挙すれば同文内容証明で済むはずですよ？ とても便利ですし内容に完璧な公平性を保てます。

さらに郵便局での手数料もお得です。通常の内容証明郵便は本文が420円、1枚増すごとに250円、仮に2ページものだとしたら670円ですが、同文内容証明の場合、2人目から丸ごと半額となります。だから上記ケースだと2人目以降は335円で済みます。

作成代理する行政書士も手間が浮きます。それは宛先人用・郵便局保管用・差出人保管用と3部文面をコピーしなければなりません。しかし同文内容証明の場合、例えば10名だから3倍の30部コピーしなければならない、ということはなく、12部のコピーで済みます。報酬も単純に人数分の積算ではなく、2人目からは約5分の1ぐらいにお安くさせて頂いております。

内容証明郵便作成は富田事務所でも得意とする業務の1つです。赤羽郵便局（内容証明は本局のみで手続可）から徒歩3分という好立地と、まだ30台と若い富田行政書士の敏捷性を活かしてスピーディに処理できます。数々のパターンで実績があります。どうぞ存分にご相談・ご活用下さい。

行政書士フェスタ2011へようこそ！

本年は行政書士制度60周年記念（行政書士法施行昭和26年から60年目）の年です。行政書士会のイメージキャラクター・俳優の中村雅俊さん（TVドラマ「特上カバチ!!」に行政書士役で出演）や女子プロレスラーのジャガー横田さんをお招きして、「あなたの街の法律家」をPRします。

ご興味のある方はご家族を連れて、どうぞいらして下さい！

【日時】 2月6日（日） 開始12時 終了17時

【会場】 池袋サンシャインシティ アルパB1「噴水広場」

【入場料】 無料、来場者にバレンタインプレゼントあり（先着100名）

【主なイベント】

★忍たま乱太郎グリーティングショーふれあいステージ

乱太郎・きり丸・しんべエの着ぐるみショー、行政書士〇×クイズ

★「あなたの街の法律家」トークショー

元NHKアナウンサーの好本恵さんの司会、ジャガーさんが問題提起

★「行政書士さんのおしごと」PRステージ

悪徳商法と戦う行政書士が伝授する撃退法

★女性行政書士による「なんでも相談コーナー」

来場者の暮らしの悩みや相談について一発解消！

★昔懐かしのアトラクション～縁日コーナー

スーパーボールやヨーヨーすくいで、子どもから大人まで楽しめます。

★わかりやすくパネルで展示～行政書士の取組み

【主催】 東京都行政書士会

※ご希望の方には、富田事務所でチラシコピーを差し上げます。当日の詳しいタイムスケジュールがわかります！（お電話 03-3901-2153）

平成23年2月1日発行（不定期発行）第19号

発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>

ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>

※ホームページ・ブログともに「行政、富田」により上位検索で出ます。

相続、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可

※2月25日（金）は誠に勝手ながら、臨時休所日とさせていただきます。